

# 株式取扱規程

株式会社パソナグループ

2007年12月3日施行  
2009年1月5日改定  
2009年8月26日改定  
2013年12月1日改定  
2018年12月17日改定  
2021年11月22日改定  
2022年9月1日改定

# 株式取扱規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第9条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社

事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

### 第 3 章 株主確認

(株主確認)

第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称

および住所の記載を要するものとする。

- 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

## 第4章 株主権行使の手続き

(電子提供措置事項の書面交付請求および異議申述の方法)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

(1) 提案の理由

議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

候補者ごとに400字

(株主提案議案の個数制限)

第14条 株主が提案しようとする議案の数が10を超える場合、10を超える数に相当する数の議案については、当会社は株主総会に上程しないことができる。

2 10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法は、以下の手順による。

(1) 株主が優先順位を定めている場合には、当該優先順位による。

(2) (1)の優先順位の定めがない場合には、原則として株主による記載の順序に従い、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて10を超える議案を株主総会に上程しないものとする。ただし、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難な場合には、当会社にて任意に判断するも

のとする。

- 3 議案の個数の算定方法については、会社法その他法令に従うこととする。

## 第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第15条 株主は、単元未満株式の買取りを請求するときは、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 前条の買取請求に係る株式の買取価格は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の開設する市場における最終価格に買取請求のあった株式数を乗じて得た額とする。但し、その日に売買取引がない場合又はその日が取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に買取請求のあった株式数を乗じて得た額によるものとする。

(買取代金の支払)

第17条 当社は、前条により計算された買取価格から第20条に規定する手数料を控除した額を買取代金とし、当社が別途定める場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払又は支払手続きを完了するものとする。但し、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、その基準日までに買取代金の支払又は支払手続きを完了するものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

## 第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第7章 手数料

(手数料)

第20条 単元未満株式の買取りに係る手数料は、別途定めることとする。

## 第8章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第21条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

- (1) 当会社が、法令、有価証券上場規程、定款、その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。
- (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 当会社が、株主に対し株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(当会社による情報提供請求権の行使)

第22条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等または機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき。

[ 附 則 ]

(所管および改廃)

第 2 3 条 この規程は、経営企画部が所管し、改廃は規程を所管する部門の担当役付執行役員が改正案を付議し、取締役会の決議を得るものとする。

(施行期日)

第 2 4 条 この規程は、2022 年 9 月 1 日より実施する。

(別表) 単元未満株式買取にかかる手数料

株式取扱規程第 20 条に定める単元未満株式の買取にかかる手数料は、以下の算式により 1 単元あたりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)。

算式：株式取扱規程第 16 条に定める 1 株あたりの買取価格に 1 単元の株式数を乗じた金額のうち、

100 万円以下の金額につき	1.150%
100 万円を超え 500 万円以下の金額につき	0.900%
500 万円を超え 1000 万円以下の金額につき	0.700%
1000 万円を超え 3000 万円以下の金額につき	0.575%
3000 万円を超え 5000 万円以下の金額につき	0.375%

但し、1 単元あたりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には 2,500 円とする。

以 上